

あしよる

広報

令和元年
(2019)

NO. 795



- 行政執行方針
- 教育行政執行方針
- 北海道遺産「螺湾ブキ」



町公式
サイト
QRコード

6月町議会定例会で示された、まちづくりの方針である行政執行方針と教育行政執行方針を紹介いたします。

令和元年度行政執行方針（要旨）

人にやさしいあしよろ！ 町民に寄り添い、人をたいせつにするまちづくり



渡辺俊一町長

まちづくりの基本方針

私は、去る4月21日に執行された統一地方選挙におきまして「人にやさしいあしよろ！町民に寄り添い、人をたいせつにするまちづくり」を掲げて立候補し、多くの町民の皆さんから温かいご支援をいただき町政を担わせていただくこととなりました。

その責任の重さをしっかりと受けとめ、副町長としての4年を含めて42年の行政経験を活かし、常に町民目線をもって誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存でありますので、町民の皆さん・町議会議員各位のご指導・ご協力を建設する法人へ補助を行います。

ふるさと足寄応援寄附推進事業については、本町の特産品を全国にPRするとともに、寄附金収入の確保を図るため、返礼品の開発と寄附金増のための取り組みを進めます。

また、移住施策として、北海道が運営するマッチング支援の対象となっている求人により、本町に就職・就業した移住者を支援します。

地上デジタルテレビ放送難視聴対策

大誉地本町、螺湾本町、上足寄本町においてはテレビ共同受信施設組合の有線共聴設備により放送を視聴されていますが、各施設とも老朽化が著しいことから、共聴施設の整備を行います。

公共施設・財産の管理

老朽化した施設の長寿命化対策として、町有建物の屋根・外壁塗装および玄関ポーチ等の外部改修、美盛・大誉地・東団地の屋根・外壁の塗装、給湯設備や浴室の改修等を計画的に進めます。

をお願い申し上げます。

本町のまちづくりを進めていく上で指針となる「足寄町第6次総合計画」は平成27年度、西暦2015年度から10年間の計画として、安久津前町長とともに私も策定に携わっており、私の選挙公約のとおり、この総合計画を時代の変化に即した見直しを行いつつ、着実に実施することが私の責務と考えております。

その上で、未来を担う若者やまちづくりに意欲のある人を育て、町民の誰もが「この足寄町に住んで良かった」と思っていただけ、安全・安心のまちづくりを進めます。総合計画は、本年度で前期5か年が終了することから、「後期5か年計画」を本年12月の第4回定例会に報告ができるように準備を進めます。

また、人口減少対策が本町における最重要課題と考え、基幹産業である農林業をしっかり支援することで、まちの経済が安定し、過疎対策に結び付く

新エネルギー利用の推進

一般住宅への木質ペレット燃焼機器導入や太陽光発電設備の導入に対し支援を行います。

農林業振興対策

町農業協同組合が「地域振興計画」に基づき、生産者と一丸となり「足寄型農業」の確立に向けた取り組みを進めていることから、町の基幹産業の持続的発展を支えるため、行政としてできる限りの支援を行います。

J A足寄バイオマスセンターが、本年3月に竣工して売電を開始しました。今後、副産物である発酵消化液の効果的な活用方法等について、関係機関と連携して検討を進めます。

その他、営農用水道整備に伴う調査設計、畜産経営の規模拡大等の意欲あ



家畜排せつ物を廃棄物から資源へ変換するバイオガスプラント

ものと考えており、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちを維持していくための施策をまとめた「第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を来年3月までに策定できるよう作業を進めます。

また、地方創生、人口減少対策の大きな柱である「子育て応援出産祝金贈呈」「保育料完全無償化」「学校給食費無償化」「足寄高校存続に関する支援」等の子育てと教育の支援は、その時々状況に応じた施策の見直しを行い「安心して子育てできる町、足寄町」を、引き続き、町外にアピールできるまちづくりを進めます。

あわせて、産業の振興と雇用の場を創出するための各種施策に取り組み、定住人口の確保、地域経済の活性化を進めます。

さらに、時代の変化にあつた福祉施策の充実も必要であり、一人暮らしの高齢者や障がい者が安心して住み続けられる環境を充実させたいと考えており、福祉施策全般の基本方針や目指すべき将来像等を盛り込んだ「足寄町地域福祉計画」を本年度中に策定するとともに、特別養護老人ホーム建て替えの検討も含めた「新たな医療と介護・保健・福祉の連携システム」の構築を進めます。

る畜産農業者に対する無利子の畜産振興資金の貸付、農業担い手の確保、育成対策を進めます。また、新町温泉付随メタンガスを利用した、電気・熱利用の本格稼働を夏までに目指します。

林業振興については、将来にわたり森林の恵みを享受できるまちづくりを進めるために、民有林事業等への各種支援を継続し、また、町有林についても、引き続き、貴重な財産である木質資源を持続・循環させるとともに森林の持つ公益的機能の維持増進を図るための管理運営を進めます。

商工観光振興対策

町内の小規模事業者の経営持続を支援することを目的に国の補助対象外となった事業であっても経営を持続させるために必要な取り組みと商工会が認めた場合に補助を行います。

また、平成29年5月から十勝総合振興局や環境省、地元関係者を中心に「オンネトーの魅力創造委員会」が設立され、定期的にワークショップを開催し、雌阿寒岳・オンネトー地区の持続的な利用と保全の在り方について検討が進められており、本年度は環境省の自然公園等整備交付金を活用し、活動拠点となる、オンネトー新休憩舎整備の調査設計を行います。

今回提案の補正予算額

一般会計	10億1485万3千円
特別会計	1798万6千円
企業会計	839万7千円
合 計	10億4123万6千円
令和元年度の予算規模	
一般会計	101億3416万9千円
特別会計	33億 207万7千円
企業会計	17億1977万9千円
合 計	151億5602万5千円

地域活性化の推進

「住環境・店舗等整備補助金」について、賃貸住宅整備、住宅敷地舗装化、カラマツ構造物使用まで補助対象を拡大します。この制度により、多くの町内業者による新増築や改修工事が行われ、地域経済の活性化と住環境の改善に非常に効果があるため、引き続き、定住人口の確保、地域経済の活性化のために制度のPRを進めます。

「まちづくり活動支援補助金」についても引き続き住民参加のまちづくりや住民の主体性が発揮できる活動を行う町内住民グループを支援します。

C L T工場誘致に向けた環境整備、カラマツ等の人工材の高次加工、需要拡大に向けた検討を進めます。

また、観光産業等の振興および雇用拡大を図るため、足寄町企業振興促進条例に基づき、町内にビジネスホテル

福祉施策の推進

子育て支援の充実については「子育て安心基金」を財源に、すでに取り組んでいる子育て支援策を引き続き実施します。

また、10月から予定されている消費税増税による、子育て世帯等の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者および子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行を商工会に委託します。

感染症対策では、風しんの予防接種を受ける機会がなかった世代のうち抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し抗体検査と予防接種費用の公費負担を実施します。

高齢者福祉施策について、福祉課総合支援相談室を軸に医療機関や介護サービス事業所等との情報共有を進め、特別養護老人ホームの建て替え等も含めた「新たな医療と介護・保健・福祉の連携システム」を取り組みます。介護人材の確保・育成事業として、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金等の制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援します。高齢者等複合施設むすびれつじの停電時の備えとして、非常用電源設備整備工事の実施設計を行います。

環境衛生対策

新しいごみの分別・収集体制がスタートし、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、おおむね順調に推移しています。引き続き、自治会等への資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対する助成を通して、ごみの資源化や減量化に努めます。

地籍調査事業

引き続き、現在の計画に沿って、土地の位置付けの明確化を進めます。

土木建設工事

総合計画の年次計画に基づき、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事、街路灯のLED化等を進めます。

公園事業

里見が丘公園再整備事業として、経年劣化が進んできた総合体育館と温水プールの大規模改修、遊戯広場の幼児用遊具の設置、バーベキューハウスの更新を行います。

消防体制の推進

町民の安全・安心を確保するために、消防署、消防団と関係機関が一体となつて地域の実情や社会情勢の変化に即応した消防行政の確保に努めます。また、複雑多様化する火災や各種災

害などに対し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、救急需要に対応するため、医療機関と連携を図り、消防・救急・防災体制の充実強化を進めます。

防災

防災行政無線施設の更新事業は施設整備がほぼ完了しました。今後、旧設備の撤去・未配備世帯への配備を行い、各戸に災害情報などが確実に届けられる体制の整備を進めます。

また、頻発する異常気象や地震・火山噴火、大規模停電などの災害に備え、自主防災組織の組織化に向けた取り組みを推進するとともに防災資機材の増強、内水排水のための水中ポンプの追加整備、主要避難所である総合体育館と子どもセンターへの非常用電源設備整備に向けた実施設計を行います。

簡易水道事業

古くなつた計装装置の更新や遠隔監視システム等の整備を行い、施設管理の充実と安定した水の供給維持を図ります。

公共下水道事業

施設や設備の適正な維持管理を進め、長寿命化計画に基づき、下水道終末処理場の土木、建築の改修工事を進めます。また、災害・緊急時等の施設維持

管理に迅速に対応するため、発電機および防災資機材を運ぶためのクレーン付きトラックを購入します。

介護サービス事業

特別養護老人ホームの運営にあたっては、利用者の立場に立つた質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、利用者の健康保持、安全・安心して生活が送れる施設づくりを今後も進めます。また、現施設は老朽化が進んでいることから、本町における新たな医療と介護・保健・福祉の連携を進める上でも、現在の特別養護老人ホームをどのような規模・構成で改築すべきかは最重要課題であり、地域包括ケアの推進に係る国の動向等を踏まえ、国保病院、さらに介護療養型老人保健施設あづまの里とも密な連携を図り、検討を進めます。

上水道事業

安心・安全な水道水の安定的な供給を図るため、老朽管路および道路改良事業に伴う配水管敷設替事業を進めます。

なお、10月に予定される消費増税の実施に合わせ、上下水道料金等への消費税及び地方消費税の円滑な転嫁を行うため、外税方式へ改正を行います。

国民健康保険病院事業

医療提供体制の充実を図るとともに、町内唯一の入院病床を有する救急告示医療機関として、24時間365日の救急患者受入れ体制を堅持します。また、医師や看護師等医療従事者の安定的な確保を図り、住民がいつでも安心して必要な医療を受けられる体制維持に努めます。

患者さんへの対応においては、病院の理念・基本方針に掲げる「いたわり」と「おもいやり」のある病院づくりを重点課題にさまざまな取り組みを進めます。

消費税の対応について、施設使用料をはじめとした各種公共料金等は、現在、内税・総額表示の価格設定がほとんどですが、今後の状況を踏まえて対応することとします。

また、本年度から働き方改革や「会計年度任用職員への切替え」等を進める必要があり、簡素で効率的な行政を進める一方、より多くの町民が「住民にやさしい役場」と感じていただけるよう、人材確保と人材育成を進めます。今後の町政運営について、議会との連携のもと、誤りなき町政運営・執行にあたる所存でありますので、町議会議員並びに町民の皆さんの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和元年度教育行政執行方針（要旨）

町民の生きがいとなる学び合いを推進



藤代和昭教育長

が主体性を発揮し、校長会議・教頭会議を通して的確な指示や指導等の徹底を図ります。さらに「地域と共に歩む開かれた学校」づくりに資する学校評議員会議・学校運営協議会の開催や学校評価等、小中学校の指導連携などを推進します。

教育課程の管理

「確かな学力」の方策として、町費による特別支援教育支援員および足寄小学校への臨時教諭の配置による少人数指導や習熟度別学習長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組みます。

また、全国学力・学習状況調査や足寄町生涯学習研究所の学力調査・分析などの結果を踏まえ、各小・中学校に「学力向上策」や「学校改善プラン」を位置づけて学力向上を図ります。

さらに、国旗・国歌の実施では、儀式的行事等において望ましい形での実施を図ります。

やりの心、規範意識などの涵養、教育相談の充実、読書活動の推進などに取り組みます。特に読書については、引き続き蔵書の計画的な整備や町図書館との連携による定期的な巡回配本活動に取り組みます。

また「いじめ」は「誰にでも起こり得る・犯罪である・命や人権に係わる問題である」との共通理解に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づき未然防止や早期対応、学校・保護者・関係機関との速やかな連携に努めるとともに、重大事案については総合教育会議で協議します。

そして「健やかな体」では、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化に努め、体力向上や運動の習慣化を推進します。

食育・学校給食

食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに学校給食の衛生・安全管理の充実にも努めます。

また、学校給食では魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用による「ふるさと給食」や「リクエスト給食」を継続し、安全・安心な給食の提供に努めます。

国際理解・キャリア教育

国際理解教育では、新たに国際交流員を1名増員し、小学校新学習指導要領に対応する英語学習や外国語活動および中学校の英語教科などの支援を図り、小中学生の英語力の向上や異文化理解など国際理解教育の推進に努めます。

キャリア教育では、関係機関・団体等との協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを通し、望ましい職業観や勤労観を培っていきます。

防災・交通安全教育

防災・交通安全教育では、いつでもどこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して災害への適切な迅速対応に努めます。

ICT・環境教育

ICT教育では、児童生徒のプログラミング教育の必修化に伴う機器等を計画的に整備して効果的活用を図り児童生徒が主体的に学ぶための情報活用や課題解決などの能力育成に努めます。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電装置を活用した環境保全やエネルギー教育を理科授業などの教育活動に組み入れます。

特別支援・複式教育

特別支援教育では、社会的自立を目

教育行政の基本方針

足寄町教育委員会では、教育基本法を始めとする「教育関連法」や「足寄町第6次総合計画」および「第5次足寄町生涯学習推進計画」などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関・団体と相互に理解と補完を図りながら、地域の宝である子どもたちの健やかな成長につながる学びと町民の生きがいとなる学び合いを推進していきます。

【学校教育の推進】

学校運営

保護者・地域に信頼され、安心して託される学校運営に向け、教育委員会

「豊かな心」「健やかな体」の育成

道徳教育を重視し命の大切さや思い

足寄の初夏の味覚 北海道遺産「螺湾フキ」

みずみずしい

今年も、螺湾フキの季節がやってきました。爽やかな山の風味とシャキシャキの食感。大きくて柔らかく、カルシウムやミネラルが豊富で食物繊維も多く含まれ、健康に役立つ効果も期待されています。

「らわんグリーン研究グループ」（阿部壽美雄代表）の自生地やJAあしよろによる有機露地栽培物の収穫も本格化し、初夏の味を全国各地に届けています。



町認定こども園どんぐりで、螺湾フキのきんぴらが給食に登場しました。



足寄小学校では、給食に螺湾フキごはんが登場。旬の味覚を味わいました。



鳥羽農場で行われた青空教室。足寄小学校2年生が町の農業や螺湾フキについて学びました。



ラワンぶき狩り。今年も町内外からたくさんの人々が訪れ収穫体験を楽しみました。



らわんグリーン研究グループの阿部代表の圃場で収穫がスタートしました。



ミニぶきまつりでは、多くの人が旬の螺湾フキを買い求めました。



ひまわり食堂足寄の6月のメニューは地場産の材料をふんだんに使った螺湾フキごはんでした。

指した個別指導計画や教育支援計画に基づく個の障がいニーズに応じた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、子どもセンターとの連携など支援体制の充実に努めます。

複式教育では、少人数の良さを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習と交流学习を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実に努めます。

足寄高等学校存続に向けた取り組み

足寄高等学校振興会等関係団体と協議・連携し、通学費や海外研修派遣、足寄町学習塾、多目的交流施設などに引き続き支援を継続して行います。

学校給食については、子育てや人口減少の対策として引き続き小・中・高の児童・生徒に無償提供を行います。

教育環境の整備

校舎の老朽化に伴う施設・設備の改修や教職員住宅の改築等を計画的に進めていきます。

【生涯学習の推進】

家庭教育

「家庭教育学級」や子育て支援・学習と交流の会「すくすく」の充実にさらに図ります。また、子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連

携により、家庭教育・子育て支援の充実に努めます。

青少年教育

自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施をはじめ、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めるとともに、長期休業中の居場所づくりとして「チャレンジクラブ」を夏期間と冬期間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図ります。

また、地域の教育機関である「ネイパル足寄」や「九州大学北海道演習林」との連携を図っていきます。

成人教育

情報の提供やリーダー養成の学習機会の充実に努めます。また、ふるさと足寄100年塾「生きがいスクール」や「学遊校」の講座やボランティア活動への参加等、高齢者の豊かな学び合いを支援します。また、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報の提供に努めます。

国際交流

姉妹都市であるウエタスキウィン市から招へいしている国際交流員を2名に増員して活動の充実に図り、保育園児への英語遊び活動「ペピーキッズ」

や一般町民を対象とした英会話教室を実施します。

生涯学習施設

町民センターと生涯学習館を学習拠点として位置づけ、学びやすく親しみやすい施設環境の充実に努めます。昨年オープンした図書館については、図書の計画的購入や魅力ある事業および情報発信などを図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進します。

また、乳幼児・児童への読み聞かせや乳幼児の絵本との出会いと親子のふれあい等を支援する「ブックスタート事業」を継続して行います。



本に親しみ、読む楽しさを体験する読み聞かせ

文化・芸術活動

文化団体等の活動を通し優れた文化

・芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援します。

文化財

郷土資料館には、町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が、町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるような資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めます。

足寄動物化石博物館

企画・運営の工夫や発掘体験活動などにより入館者の充実に努めており、本町の象徴的な学術施設として更に価値を高めるための連携を図ります。

体育・スポーツの振興

「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検ならびに計画的整備を図っていきます。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実に努めます。さらに、各種スポーツ大会や北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定事業、出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めます。

町ホームページのあしよるルポでは、取材写真を多数掲載しています。ぜひご覧ください。



6/12

楽しく泳ごう！

水泳少年団に加入していない小学生を対象としたジュニア水泳教室（町教育委員会主催、全6回）が温水プール（村上賢治館長）で開かれ、62人が参加しました。水着に着替えた児童は学年別にバタ足などの練習を開始し、町水泳協会会員の指導の下、楽しく練習していました。

「ダメ。ゼッタイ。」

足寄高等学校（笈川巧校長）で薬物使用の恐ろしさを知ることを目的に「薬物乱用防止講話」が本別警察署の今津甚係長を講師に行われ、全校生徒が参加しました。生徒は、乱用薬物の種類や薬理作用、使用方法のほか、薬物中毒の恐ろしさなど1度の使用が命取りになることを学びました。



6/13

6/14 花壇整備が行われました



ふるさと足寄100年塾
「生きがいスクール」

美しい景観づくり

6/15



十勝シーニックバイウェイ
「十勝平野・山麓ルート」足寄地域部会

訓練の成果を披露

足寄消防団（奥泉罔博団長）の連合演習が役場駐車場で行われ。団員110人、陸上自衛隊足寄分屯地隊員5人、消防車両10台が参加しました。あいにくの雨の中、団員らはきびきびとした動作で演習に取り組み、日頃の訓練の成果を発揮し、来賓や見学者に放水訓練を披露しました。



6/16

大きくなあれ

町認定こども園どんぐりで農業体験が行われました。



5/20

年長児：らいおん組



5/28

年中児：ぱんだ組

実りの秋を楽しみに

螺湾小学校（牧伊津子校長、児童12人）で今年6回目となる田植えを行いました。これは、畜産を営む保護者が上川管内愛別町産の飼料用米を使用していることが縁となり、毎年行われています。児童らは慣れた手つきで植え付けを行い、自ら作成したかかしを田んぼの真ん中に立てました。



5/30

6/12



安全を願って

あしよる観光協会（山下昇理事長）主催の安全祈願祭が野中温泉側の登山口で行われ、関係者や登山客など50名が参加しました。山下理事長が「事故無く、多くの人に愛される山であることを願います」とあいさつを述べたあと、参加者全員で今年1年の山の静寂と登山者の安全を祈願しました。

廃油で石鹼作り

町赤十字奉仕団（森博子委員長）の団員10人が役場車庫で廃油石鹼と古着を利用したウエス作りを行いました。この活動は、10年以上続いており地域貢献活動の一環として行っています。今年作成した石鹼は約1年かけて固められ、昨年作成した分が秋に行われるバザールで販売されます。



6/6



世代を超えて野球の楽しさを学ぶ

6月14日(株)北海道日本ハムファイターズと締結したパートナー協定に基づき、高齢者学級生を対象とした事業として、リアル野球盤(町教育委員会ほか主催)が町民センターで行われました。

ふるさと足寄100年塾生がいスクール生と同塾学遊会の塾生ら18人が参加。元プロ野球選手で、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーの市川卓コーチと大塚豊コーチが講師を務め、準備体操の後、生きがいスクールと学遊会のチーム対抗戦が行われ、ホームランがでるとハイタッチを交わすなど会場は大いに盛り上がりました。



6月15日道新野球教室(町教育委員会ほか主催)が里見が丘野球場で開催され、足寄スラッガーズスポーツ少年団、足寄中学校の野球部員ら33人が参加しました。

午前中は足寄スラッガーズを、午後からは足寄中学校野球部を対象に、市川卓コーチと大塚豊コーチから実技指導を受けました。ウォーミングアップやキャッチボールの後、バッティング指導が行われ、元プロ野球選手から直接指導を受ける貴重な機会となりました。

足寄高等学校野球部 健闘に惜しみない拍手

第101回全国高等学校野球選手権大会北海道大会十勝支部予選(道高野連ほか主催)が6月23日に帯広の森野球場で開幕し、足寄高等学校野球部(伏見拓海主将)が24日のBブロック1回戦に出場しました。同校野球部を応援しようと、3年連続となる全校生徒挙げての応援となりました。また、地元高校の雄姿を見ようと保護者やOBなど多くの観客が駆けつけました。



対戦校は江陵高等学校。5安打を放ち、初回と4回に得点圏に走者を送りましたが、得点を挙げる事ができませんでした。



惜しくも初戦突破とはなりませんでしたが、応援席からは健闘を見せた選手たちに大きな歓声と惜しみない拍手が送られました。

地域福祉の向上を図っています



町国民健康保険病院

電源立地地域対策交付金が活用されています。経済産業省は、発電施設の設置の円滑化を図るため、発電施設等が所在する市町村に対し、地元の福祉向上を目的として電源立地地域対策交付金を交付しています。平成30年度、本町は24,453千円の交付を受け、地域医療の充実および住民の健康促進を図るため、町国民健康保険病院の運営費に充てました。



運動会

足寄小学校 6/1



芽登小学校・芽登保育所 6/8



螺湾小学校・螺湾保育所 6/8



大誉地小学校・上利別保育所 6/8

正木忠夫さんに旭日単光章



正木さん（中央）

元町議会議員の正木忠夫さんに特別勲章（旭日単光章）が贈られ、北海道十勝総合振興局須藤正之副局長から勲記と勲章が伝達されました。

正木さんは、家業の農業に従事する傍ら、昭和62年に町議会議員に初当選。以来5期20年間の長きにわたり本町の振興発展に貢献されました。この間、平成11年から平成13年までの2年間、文教厚生常任委員会委員長として小学校の合併に係わるなど教育行政充実に多大なる貢献をされました。また、昭和58年4月から平成元年3月までの6年間にわたり町農業委員会委員として、豊富な識見と卓越した手腕をもって町農業者の地位向上に努められ、本町の基幹産業である農業の振興発展に大きく寄与されました。

叙勲とは：

叙勲は、国家または公共のために功労のあった人を対象に発令され、菊花章や旭日章、宝冠章、瑞宝章などの種類があります。毎年、春と秋に実施される春秋叙勲や、88歳に達した機会に実施する高齢者叙勲、功績のある人が亡くなられた際に実施される死亡叙勲等があります。

また、著しく危険性の高い業務（警察官、消防吏員、自衛官等）に精励された方を対象とした「危険業務従事者叙勲」が平成15年に創設されました。

【勲章の種類等：抜粋】

- ・ 旭日章（功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた人）
- ・ 旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章
- ・ 瑞宝章（公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた人）
- ・ 瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章、瑞宝単光章

足寄町出身

野津司さんが教授に就任

旭川医科大学に医師として勤務する本町出身の野津司さん（55歳）が同大学教育センター教授兼地域医療教育学講座教授に就任しました。

野津さんは本町で生まれ育ち、帯広市の高校に進学。子どもの頃から「病院事務長だった父が医師の確保に大変苦労している姿を見ていたので、地域医療に貢献したい」と思っていたと地域が抱える医療の問題について考え、旭川医科大学に進学し医師を志しました。大学・大学院を卒業した後、釧路市や斜里町の病院で勤務したほかアメリカで研究を行うなど地域医療に貢献するため尽力されました。現在は、同大学で勤務する傍ら、故郷である本町の国民健康保険病院に月1回訪れ外来診療などに携わっています。

「足寄から地域に貢献できる人に」

教育システムをつくっていき「たい」と今後の抱負を語る。ともに「消化器内科が一番患者が多く、地域で活躍できる。地域には浅く幅広くではなく、専門性を持ちながら幅広く診られる内科医が必要」と地域に求められている医師像についても話されました。

地域医療に貢献したいという子どもの頃に描いた夢を実現し、更には地域医療に貢献できる医師を育成する立場となった野津さんは「今はインターネットがある時代。（勉強に）お金をかけなくても、どこにいても地方にいても大きなハンデにはならない。逆に都会に住んでいなくても、都会と同じような環境で勉強することもできる。ぜひ、夢や目標をもって勉強してほしい。そして足寄から地域に貢献できる人になれるよう、頑張ってもらいたい」と本町の子どもたちの未来を願っていました。



なくそう！望まない受動喫煙

マナーからルールへ

健康増進法の一部が改正され、病院、学校、行政機関の庁舎等が7月から敷地内禁煙となり、来年4月からはその他の施設が原則屋内禁煙となります。これまでの望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

【法律改正の3つの基本的な考え方】

1. 「望まない受動喫煙」をなくす
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内における「望まない受動喫煙」をなくす。
2. 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
子どもや患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外での受動喫煙対策を一層徹底する。
3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施
「望まない受動喫煙」をなくす観点から、施設の類型・場所ごとに、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けを行う。

多くの方が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります

<p>病院・学校 学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎など</p> <p>7月1日から「敷地内禁煙」です。（屋外に喫煙場所設置可）</p>	<p>飲食店</p> <p>令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」です。（喫煙専用室のみ喫煙可）</p>	<p>事業所など 事務所、工場、ホテル・旅館、その他全ての施設</p> <p>令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」です。（喫煙専用室のみ喫煙可）</p>
--	--	---

厚生労働省HP

<https://iyudokitsuen.mhlw.go.jp>

詳細 役場福祉課保健推進担当

☎ 25-2141 内線 140

プレミアム付商品券を販売します

本町では、10月から消費税率が引き上げられることにより消費に与える影響を緩和すること、地域の消費を喚起することを目的に「プレミアム付商品券」事業を行います。

プレミアム付商品券とは、額面以上の割り増し金（プレミアム）が付いた商品券のことで、購入価格以上の買い物ができます。本事業では2万円の商品券で2万5千円の商品券を購入することができ、販売期間内に5回に分けて購入することができます（1回分4千円で5千円の商品券を購入）。商品券は足寄町内の利用登録した小売店、事業所で使用することができます。

対象者 ①令和元年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族と生活保護受給者を除く）
②学齢3歳未満児（平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれ）子育て世帯主（子の人数分）

交付申請 8月1日から10月30日までの期間に役場1階福祉課で受け付けます。※学齢3歳未満児子育て世帯の申請は不要です。

プレミアム付商品券購入の流れ
交付申請を基に審査を行い、該当となる方に9月20日ごろに商品券購入引換券を郵送します。販売場所にて引換券を提示することで商品券を購入することができます。

・1月1日現在の住民基本台帳に登録がある市町村がプレミアム付商品券の実施主体になります。本年に転入された方には以前にお住まいの市町村から通知がありますが、足寄町内で商品券を使用希望される場合は役場福祉課で手続きが必要になります。
・DV避難者等で住民登録を足寄町に移動していない方はお申し出いただくことで本事業の対象となる場合があります。

詳細 役場福祉課福祉担当

☎ 25-2141 内線 142
メール fukushi@town.ashoro.hokkaido.jp

家屋の固定資産税について

固定資産税（家屋）とは

毎年1月1日（賦課期日）現在で家屋（住宅・店舗・物置等）を所有している人が、その資産の評価額を基に算定された税額を納めていただく税金です。

本年中（1月～12月）に新築や増改築された家屋は、翌年度から課税されます。

税額の計算方法

評価額（課税標準額）× 1.4%（税率）＝税額

固定資産税の対象（家屋）

家屋とは、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着・固定した（基礎等）建物であって、その目的とする用途に供しえる状態にあるものをいいます（不動産登記法第136条によります）。

プレハブの勉強部屋（物置）やアルミ製サンルーム、スチール製の車庫等の簡易な家屋でも、設置の状況等により20㎡以上の広さがある建物は課税となる場合があります。カーポートや塀、門扉、コンクリートブロック等を四隅に置いて、その上に設置している物置などは課税の対象とはなりません。

新築住宅の軽減措置

新築後3年間（本年中に新築の場合、令和2年度～令和4年度の3年間）の固定資産税が、居住面積120㎡までの部分に限り2分の1に減額されます。

※長期優良住宅は5年間減額されます。

※軽減の適用を受けるためには、申告書の提出が必要です。

— 必ずご連絡ください —

◎建物を新築や増築したとき

不動産登記法により、新築や増築した場合は法務局に建物登記申請をしなければなりません。申請が受理されると、法務局から町に登記に関する連絡通知がありますので、固定資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されます。

ただし、新築・増築された年内に登記申請ができない場合は、「家屋所有者申出書」を町に提出していただき、現所有者を認定し固定資産補充課税台帳に登録して課税させていただきます。

◎家屋を取り壊したとき

家屋（車庫や物置等も含む）を取り壊したときは、「固定資産（未登記家屋）異動届出書」を提出して下さい。届出していただいた翌年度から、固定資産税がかからなくなります。

なお、登記をされている家屋は、必ず法務局で滅失登記申請をしてください。町への「固定資産（未登記家屋）異動届出書」の提出だけでは、登記は抹消されません。

◎未登記家屋の所有者が変わった時

売買や相続等で所有者を変更したときは、「固定資産（未登記家屋）異動届出書」を提出してください。届出していただいた翌年度から名義が変更になります。

なお、登記をされている家屋は、必ず法務局で所有権移転登記申請（名義変更）をしてください。この手続きを怠ると相続や売買する際に、名義変更をすることが困難になったり、複雑になってしまうことがあります。

家屋実地調査にご協力を

本年も家屋や車庫、物置等を新築・増築・改築した方を対象に、家屋実地調査を行っています。この調査は、固定資産税の評価額を算出するためのもので、間取りや使用資材等を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

また、家屋や土地の課税漏れや軽減措置の適用が正しくされているか固定資産評価補助員が実地調査を行っていますので、併せてご協力をお願いします。

詳細 役場住民課課税担当 ☎25-2141内線234

令和元年度介護保険料のお知らせ

65歳以上の町民税非課税世帯の介護保険料が軽減されました

令和元年度から、低所得者軽減強化の実施（消費税増税に伴う財源の活用）により、町民税非課税世帯（第1段階から第3段階）の方の介護保険料が軽減されました。

第4段階以上の町民税課税世帯の保険料は変更ありません。

〈令和元年度の足寄町の介護保険料〉

所得段階	対象者		計算方法	保険料年額
第1段階	町民税非課税世帯	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者の方 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.375	25,900円
第2段階		●合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.565	39,000円
第3段階		●合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 × 0.725	50,100円
第4段階	町民税課税世帯 本人非課税	●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.83	57,300円
第5段階		●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額	69,000円
第6段階	町民税課税世帯 本人課税	●合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	82,800円
第7段階		●合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.3	89,700円
第8段階		●合計所得金額が300万円未満の方	基準額 × 1.5	103,500円
第9段階		●合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.7	117,300円

介護保険料の納め方

納め方は受給している年金の額によって異なり、納付書により納める方は期限（原則毎月25日）までに納付してください。

・年金が年額18万円未満の場合

≪普通徴収≫納付書や口座振替により納めます。

・年金が年額18万円以上の場合

≪特別徴収≫年金からの天引きとなります。ただし、年度途中で65歳になる方は、天引きが始まるまで普通徴収となります。

所得の低い方は自己負担が軽減される場合があります

所得の低い方の介護サービス利用が困難にならないよう、自己負担が軽減される制度（介護保険負担限度額認定、社会福祉法人等による利用者負担軽減ほか）があります。これらの軽減制度は対象となる要件がありますので、役場福祉課介護保険担当にご相談ください。

相談や悩みにお応えします

利用している介護サービス内容について苦情・相談がある場合は、サービス事業者や介護保険施設に直接問い合わせをすることができます。ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成したケアマネジャーにも問い合わせをすることができます。

これらの相談でも依然として改善が見られない場合には、役場福祉課介護保険担当にご相談ください。

介護保険に関すること以外でも、高齢者の皆さんにお困りのことがある場合は気軽にご相談ください。

相談先
役場福祉課

地域包括支援センター

☎25-9200

詳細 役場福祉課介護保険担当 ☎25-2141内線138・137

◇後期高齢者医療制度のお知らせ

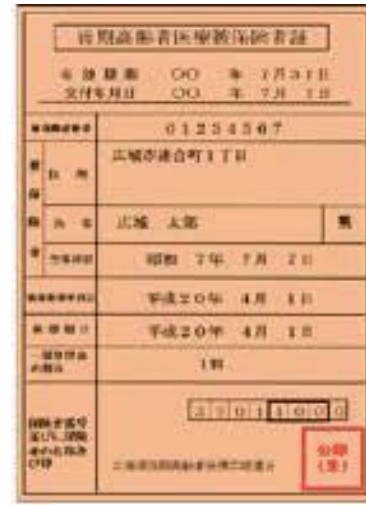
保険証（被保険者証）が一斉更新されます

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証（桃色）の有効期限が本年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

新しい保険証の有効期間は1年です。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民課保険担当までお申し出ください。

新しい保険証は橙色です



新しい保険証

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証（水色）の有効期限が本年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。有効期間は保険証と同じく1年です。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、役場住民課保険担当へ申請してください。

◎減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	・高齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です



新しい減額認定証

■限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

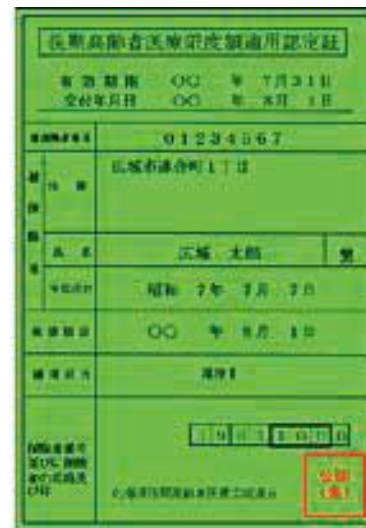
現在ご使用の水色の限度証の有効期限が本年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は7月中に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。有効期間は保険証と同じ1年間です。

新たに該当となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民課保険担当へ申請してください。

◎限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	・住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	・現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	・現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい限度証は黄緑色です



新しい限度証

詳細 北海道後期高齢者医療広域連合 役場住民課保険担当 ☎011-290-5601 ☎25-2141内線216

◇国民健康保険税のお知らせ

軽減拡充と賦課限度額が変更になりました

国が定める所得基準を下回る世帯については、国民健康保険税の均等割額と平等割額が7割・5割・2割軽減されています。このうち、5割軽減および2割軽減の基準額が令和元年度から変更となり、軽減対象となる所得基準が拡充されます。

また、国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計賦課限度額は、現行の93万円から96万円になります。

◇軽減の拡充

	軽減判定所得	
	これまで	令和元年度から
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円 + (27万5千円 × 被保険者数)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)

◇賦課限度額（年間）

	これまで	令和元年度から
医療保険分	58万円	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

◇交通事故など（第三者行為）で保険証を使用する場合

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方が、交通事故・傷害事件など第三者（加害者）の行為により保険証を使って治療を受けた場合は、役場・国保組合への届け出が法令により義務付けられています。



交通事故



子どもやペットによる加害行為



食中毒など

◎なぜ届け出が必要ですか？

第三者行為による治療費などは本来加害者が負担すべきものです。保険証を使って治療を受けた場合も、保険者等（市町村など）が一時的に治療費等を立て替えますが、後で加害者に請求することになります。そのため、相手方の住所、加入する損害保険などの情報を届け出いただく必要があります。

◎示談は慎重に！

役場などに届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると保険者から加害者に治療費の請求をすることができない場合がありますので、ご注意ください。

詳細 役場住民課保険担当 ☎25-2141内線215

ご存じですか？国民年金保険料の免除・猶予制度

国民年金第1号被保険者の方で、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

◆**免除期間は未納期間ではありません**
 保険料が納め忘れの状態や、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

しかし、保険料の納付免除などの承認を受けていれば、当該要件の対象期間となるので万一のときにも安心です。

◆免除等の申請を受け付けます

令和元年度の免除等の申請受け付けは7月1日から行っており、対象となる期間は令和元年7月分から令和2年6月分までの1年間分です。

また、平成26年4月から法律が改正され、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は国民年金担当窓口へご相談ください。

あなたの声をまちづくりに

- ◆Aメールはまちづくりの参考に
- ◆まちづくり懇談会は直接対話の場



みんなの広場Aメール

町では、町民の皆さんの声を今後のまちづくりに反映させるため「みんなの広場Aメール」を行っています。

皆さんが日頃から町行政に対して感じていること、最近気になっていること、こんなアイデアをまちづくりに生かしてほしい、ここが分からないなど、どんな内容でも結構です。「Aメール」を使って気軽にお願いします。ファクスでも受け付けています。

お寄せいただいたご意見やご要望など、全てに町長が目を通します。住所、氏名など連絡先が記載されていないものについては回答できませんが、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。

免除区分と受給資格

	老 齢 基 礎 年 金		障 害 基 礎 年 金 遺 族 基 礎 年 金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映 (反映割合)	
納 付	○	○	○
全額免除	○	○ (1/2)	○
一 部 納 付	○	○ (5/8)	○
		○ (6/8)	
		○ (7/8)	
納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未 納	×	×	×

詳 細

日本年金機構 帯広年金事務所

☎ 0155-2518113

役場住民課戸籍年金担当

☎ 25-2141内線212

町税は大切な自主財源

（納期を守って納めましょう）

町税（道・町民税、固定資産税、軽自動車税）は、皆さんに福祉や教育、土木事業などの行政サービスを提供するために欠かせない自主財源であり、皆さんから公平なご負担をいただいています。

また、国民健康保険税についても、適正な医療給付等を行うため、加入者の皆さんから公平なご負担をいただいています。

◆税金を納めないとうなるの？

税金は前年の所得や財産の保有状況に応じて課税され、課税された方は定められた各納期限までに納めなければなりません。

納期限までに納付されなかった方には督促状を送付します。督促状を発送した日から起算して10日以内に完納されなかった場合には、財産の調査や家屋、事務所内の搜索等を行い、法に従って財産（給与・預貯金・生命保険・不動産など）の差し押さえ等を執行することになります。

また、納期限までに納められない税金については、法律で定められた割合で延滞金が加算されることがあります。

また、寄せられたご意見、ご要望などの一部を「広報あしよる」で紹介させていただきますが、年齢、性別のみを掲載し、住所、氏名などは掲載いたしません。

なお、特定の個人をひぼう、中傷するものは受け付けできませんので遠慮ください。

「みんなの広場・Aメール」の「A」は、ASHOROのAで、ANSWER（答える）皆さんからの「意見に答える」、ADVANCE（進める）まちづくりをみんなで進める」といった意味です。

まちづくり懇談会

まちづくり懇談会の開催要請を受け付けています。

まちづくり懇談会は、地域住民の皆さんと町長および行政との直接対話の場、共にまちづくりを語る場です。

対 象

原則的に地区連合自治会（町内24地区）単位の住民、および各種団体の構成員とします。

対象となる各種団体は、社会教育関係団体、経済団体、労働団体およびそ

◆納付できない場合は必ず相談を！

病気や災害、失業、事業の不振など納付できない事情がある場合は一刻も早くご相談ください。滞納を放置して差し押さえを受けることになると、あなたの経済的事情や社会的信用が大きく打撃を受けることになります。

詳 細 役場住民課収納担当

☎ 25-2141内線237

町税の収納率

税 目	過年度からの 滞納繰越分	現年度 課税分
道・町民税	38.7%	99.8%
	39.8%	99.8%
法人町民税	-	100.0%
	100.0%	100.0%
固定資産税	21.3%	99.5%
	40.3%	99.6%
軽自動車税	51.9%	99.7%
	65.2%	99.3%
国民健康 保 險 税	37.7%	99.1%
	36.7%	99.3%

上段：平成30年度 下段：平成29年度

滞納処分件数・金額実績

処分財産	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給 与	4件	2件	0件
	(245千円)	(27千円)	(0千円)
預 貯 金	5件	5件	2件
	(410千円)	(130千円)	(58千円)
生 命 保 険	0件	0件	0件
	(0千円)	(0千円)	(0千円)
不 動 産	1件	0件	0件
	(59千円)	(0千円)	(0千円)
そ の 他 (売掛金など)	9件	16件	21件
	(423千円)	(1,164千円)	(310千円)

かつこ内は税金に充てた金額

他の団体です。不明な点はお問い合わせください。

開催日・会場

地区連合自治会単位および各種団体からの要請を受け、日程、会場を調整の上、随時開催します。

テ ー マ

懇談会の開催要請をした地区連合自治会および団体は、必ずテーマを設定します。

テ ー マ の 例

- ・ 防災
- ・ まちづくり
- ・ 子育て
- ・ 産業 など

内 容

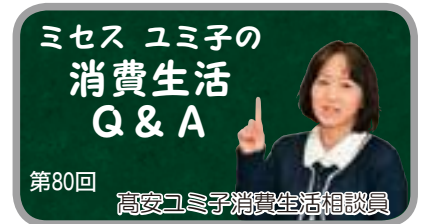
設定されたテーマについての意見および情報交換の場であり、テーマに則さない陳情や要望については、その場では受け付けません。

申 込 み

希望開催予定日（予備日も必ず設定）の1カ月前までに、電話などで申し込みください。町長等の日程および会場等の調整をし、日時、会場を決定します。

申 込 先 ・ 詳 細

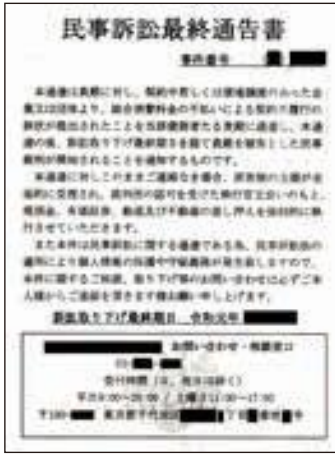
役場総務課広報広聴担当
 ☎ 25-2141内線335
 ファクス25-2488



裁判所からの通知! の巻

アユミ…ユミ子さん! 大変大変!! お母さん宛てに裁判所みたいなどころからはがきが来たの! どうしよう? ユミ子…どんなこ

とが書いてあったの? アユミ…「民事訴訟最終通告書」って書いてある。「債権譲渡」とか「訴状」とか「差し押さえ」とか「民事訴訟法」がどうのこうのって…難しい言葉ばかり並んでいて意味が分からない。 ユミ子…他には? アユミ…訴訟取り下げ最終期日までに本人から連絡するように書いてあるよ。 ユミ子…もう連絡しちゃった?



アユミ…うん。まだ、してないみたい。こんなはがきもらうようなことしてないって言っていたから、何かの間違いだと思う。 ユミ子…「詐欺」かもしれないから、身に覚えがなければ絶対に連絡しないでね。 アユミ…やっぱり? まだ電話しなくて良かった。 ユミ子…最近「脅し文句のようなはがきや封書」でお金をたまし取られる被害が発生しているのよ。 アユミ…じゃあ、このはがきは捨ててもいいんだね! ユミ子…ちよつと待って! 本物が偽物かきちんと判断しないで捨ててしまうのは危険よ! 捨てる前に警察や消費生活相談所に相談してみてね! もし偽物だったら、詐欺の件数を把握したり、手口の収集に役に立つわ。 アユミ…わかった! 他人が被害に遭わないで済む助けにもなるね。 ユミ子…そう! よろしくね!

アユミ…わかった! 他人が被害に遭わないで済む助けにもなるね。 ユミ子…そう! よろしくね!

詳細 消費生活相談所 (南6-2) 28-0585 午前10時~午後3時30分 役場住民課住民生活担当 25-2141内線222

未来に輝け!

— 足寄高等学校 —

足寄農畜産物加工開発研究会による調理実習

5月21日、3学年のフードデザイン授業において足寄農畜産物加工開発研究会による調理実習を行いました。講師として同会の川原由紀子さまほか3人の方に来校していただき、みそ造りを行いました。みそはこの後寝かせて、半年後にできあがるそうです。また、今後地元食材を使った料理を教えてください。ご計画しています。講師の皆さん、ありがとうございました。



保護者向け進路説明会

5月10日、全学年の保護者を対象に進路説明会を実施し、約80人の保護者の皆さんに来校していただきました。説明会では、進路シラバスに基づいて組織的で計画的な指導を進めていくこと、そして来年度から始まる新しい大学入試に関する説明がありました。また、日本学生支援機構の奨学金に関し、進学を希望している生徒を抱える家庭においては、学生生活や経済面に関して子どもと話す時間を設けてほしいと伝えました。

今後本校では、進路指導部通信やホームページ、また担任との3者面談で情報提供に努めていきます。学校、地域、そして保護者の皆さんで連携し、子どもたちの進路実現をサポートしていきます! きましよう!



詳細 足寄高等学校 ☎25-2269

初めてのゴールデンウィーク!

ミッチェル・ボーウィー

初めてのゴールデンウィーク。私とリヴァイはカナダからやってきた親友と一緒に東京を巡りました。東京は素晴らしいです。東京は本当に広く、どこまで歩いても終わりが見えないほど広く感じました。私たちは短い滞在の間にたくさんのお話をしました。スライツリーや渋谷交差点、皇居などに行ってみました。中でも特に驚いたのは電車です。たくさんの方が乗っているにもかかわらず、時間に遅れることなく毎日規則正しく機能していることにはとても驚きました。

また富士山周辺にも行ってきましたが、そこには忙しい東京とは全く違うのどかな風景が広がっていました。もし私が東京に住んでいたら、故郷のカナダや足寄町での生活とは全く違う生活を送っていたと思います。

私の初めてのゴールデンウィークは、忘れることのないたくさん素晴らしい体験をすることができました。これからもっと日本を巡ってみたいと思います!

東京から北海道へ戻る時、空から地上を見下ろしながら、東京の大きさや一つの場所にあれほど多くの人たちが住んでいることに改めて感じました。

東京で1週間過ごした後、北海道へ戻り足寄町で数日を過ごしました。リヴァイと私にとって、地元友達に自分たちが住んでいる足寄町を見せるとても良い機会となりました。足寄町で出会った友達をカナダの友達に紹介することができて本当に良かったです。

九州大学北海道演習生 (壁村勇二・智和正明)



あしよる自然誌 Vol. 22

野ねずみ被害

食害されたカラマツの根元

では枯れることはありませんが、食害が根元を一周すると、樹木は水や栄養を根から葉に送ることができなくなるため、数年で樹木は枯れてしまいます。このため、カラマツの植栽を行う際は野ねずみの生息場所となる枝條のたい積を避けることが行われています。さらに、ヘリコプターによる殺鼠剤の散布も行われています。

近年は野ねずみの生息数が増加傾向にあり、幼齢のカラマツだけでなく伐期を迎えた壮齢のカラマツや、これまであまり被害のなかった広葉樹にも被害の広がりが見受けられます。そのため、野ねずみ被害に強いとされるグイマツ雑種F1やスーパーF1などが植栽されることもあります。

本町の人工林はカラマツが主体ですが、昭和40年代頃から野ねずみによるカラマツの被害が多数確認されています。野ねずみは食べ物がなくなる冬から早春にかけてカラマツなどの樹木の根元や幹の樹皮を食べます。軽度の食害

詳細 九州大学北海道演習生 (壁村勇二・智和正明) ☎25-2608

情報BOX

⑥…ファックス
⑧…ホームページアドレス
⑩…メールアドレス

お知らせ

特定医療費（指定難病）受給者証等の更新申請について

医療受給者証をお持ちで、有効期限が平成31年度（令和元年）9月30日までとなっている方は更新手続きを行ってください。

更新が必要な受給者証の種類 ①特定医療費（指定難病）受給者証（白色）
②特定疾患医療受給者証（藤色）③ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証（緑色）④ウイルス性肝炎（肝炎治療特別促進事業）医療受給者証（水色※核酸アナログ治療者のみ）
更新受付期限 9月30日(月)まで
詳細・申請先 帯広保健所健康推進課
保健係 ☎0155-2718637

「盲ろう者通訳・介助員養成講座」受講者を募集

開催日 9月21日(土)～11月10日(日)までの7日間
場所 道民活動センタービル（札幌市中央区北2条西7丁目）
対象者 養成講座の全ての受講が可能
な20歳以上の方
料金 受講料無料。テキスト代等は自己負担（約4千円）。
申込期限 8月21日(水)まで
詳細・申込先 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会
☎011-251-1551

健康川柳を募集

作品テーマ 「飲酒」
募集期限 8月30日(金)まで
必要事項 川柳作品（1人3作品まで）と読み仮名、住所、氏名、年齢、電話番号、ペンネーム（匿名希望者のみ）
応募方法 官製はがき、ファクス、メールで送付または役場福祉課、ケアハウス銀河の里あしよろ、むすびれっじ、町内3カ所の病院に設置している応募箱に投函ください。
詳細・応募先 役場福祉課保健推進担当 ☎25-2571⑥25-9201
hsushin@town.ashoro.hokkaido.jp

北海道水資源の保全に関して

北海道では、水資源を次の世代に引き継いでいくため、水源周辺の土地が適正に利用されることなどを目的に「北海道水資源の保全に関する条例」を制定し、条例に基づき水資源保全地域を指定しました。水源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、契約締結の3カ月前までに知事への届け出が必要です。
※本町に対象区域はありませんが、町外で土地取引を行う場合はご注意ください。

詳細 北海道総合政策部政策局土地水対策課土地利用計画グループ
☎011-204-15178

軽減税率制度説明会を開催します

本年10月に実施される消費税の軽減税率制度に関する説明会を全ての事業者の方を対象に開催します。
※説明会に参加される方は事前申し込みが必要です。
日時 9月6日(金)午前10時30分～11時30分
場所 あしよろ銀河ホール21
申込期限 9月2日(月)午後5時まで
詳細・申込先 十勝池田税務署調査部門 ☎015-1572-1173

自衛官を募集

募集種目 自衛官候補生（男子・女子）
募集資格 18歳以上33歳未満の男子、女子
受付期限 9月6日(金)まで
試験日 男子…9月30日(月)、10月1日(火)・3日(木)のうち指定する1日
女子…10月2日(水)
詳細 自衛隊帯広募集案内所
☎0155-2318718

「ご寄付・ご寄贈」

善意のご寄付・ご寄贈ありがとうございます
町へ
・小林順子様（神奈川県）から足寄町振興のため 2万円

サマージャンボ宝くじ発売

発売期間 8月2日(金)まで
抽せん日 8月14日(水)
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
詳細 役場総務課財政担当
☎25-2141内線303

実践型防犯教室を開催します

空き巣の手法や防犯対策についての説明、ガラス破りの実演、防犯機器の効果的な使用方法を解説します。
日時 9月4日(水)午前10時～11時30分
場所 本別町中央公民館視聴覚室（本別町北1丁目4）
詳細・申込先 本別警察署生活安全係
☎0156-2210110

交通規制を行います

道路の舗装修繕工事のため、次の日程で交通規制を行います。工事期間のうち、工事作業中の数日間は通行止めとなります。日程が決まり次第、お知らせします。
箇所 南4条3丁目～4丁目
工事期間 9月20日(金)まで



募集

詳細 役場建設課土木担当
☎25-2141内線362

町地域福祉計画策定委員を募集

本町における地域福祉の総合的かつ効果的な推進を図るため、町地域福祉計画を策定します。
策定にあたり、本町の地域福祉に関して調査および検討を行う「足寄町地域福祉計画策定委員会」の委員を募集します。皆さんのご応募をお待ちしています。

募集人数 3人程度
任期 7月から計画策定終了（令和2年3月頃）まで
報酬・費用弁償 会議出席の都度、町条例の規定により報酬・費用弁償をお支払いします。
応募資格 町内在住の方で、地域福祉・ボランティア等に関心があり、平日昼間に開催する会議に出席できる方
応募締切 8月30日(金)まで
応募方法 応募される方には応募用紙を送付しますのでご連絡ください。
詳細 役場福祉課福祉担当
☎25-2141内線142

本別町から

夏のイベントが満載！

出店やステージイベントなどたくさんの催しを用意して、皆さんをお迎えます。

「第27回スターフェスティバル2019」
日時 7月13日(土)午後3時～
場所 銀河通り歩行者天国
(道の駅「ステラ★ほんべつ」前通り)
内容 本別産食材を使った食のコーナー、ものまねステージ、ビンゴ大会ほか ※予定
詳細 スターフェスティバル実行委員会（村田さん）
☎22-4220

「第34回チャリティー樽生ビア一彩」
日時 7月27日(土)午後4時～
場所 本別町役場前駐車場
内容 胆振の復興支援を兼ねて「北海道」をテーマにイベントやフードコーナー、地元グルメ出店、北海道出身歌手カラオケ大会、前売り券抽選会ほか ※予定
※抽選券付きビール前売り券3杯1200円（当日1杯450円）
詳細・ビール前売り券取り扱い
本別町商工会 ☎22-2529

陸別町から

第11回 ふるさと銀河線 りくべつ鉄道まつり

前夜祭の20日は花火大会も開催！年に一度の特別な花火列車も運行します。21日の本祭では特別列車の運行に、お笑いステージショーやしばれ君のふわふわドーム、豪華賞品が当たる大抽選会など、子どもから大人まで楽しめる多彩なイベントがあります。皆さんのご来場をお待ちしています。

開催日 7月20日(土)・21日(日)
場所 20日：緑町サッカー場
21日：りくべつ鉄道構内、駅前多目的広場

主な内容
20日(土)午後8時～ 花火大会
21日(日)午後0時5分～ リコーダーミニコンサート
午後1時45分～ 大道芸ステージショー
午後2時30分～ お笑いステージショー（インポッシブル・鬼越トマホーク）
午後3時～ 大抽選会、もちまき

詳細 陸別町観光協会事務局
(陸別町役場産業振興課内)
☎27-2141内線135

うちの人気者

掲載を希望される方は、役場総務課総務室・広報広聴担当まで

渡邊 ^{みなと} 湊斗 ^{らん}

(平成29年7月7日生まれ)
いつも笑顔で、歩くことが大好きなうちの長男です。お姉ちゃん2人に可愛がられて、どんどんおしゃべりが上手になってきたね。優しく逞しい男の子になってね。 光規・愛実さんの子
(北3条2丁目)



管野 ^{あおい} 葵 ^{ちゃん} (左)・^{なぎさ} 渚 ^{ちゃん} (右)



(平成29年7月10日生まれ)

無邪気に一生懸命遊び、一生懸命食べる2人。弟が大好きでママの真似をして、おっぱいをあげる姿も。いつまでも姉弟仲良しでいてね。

聡・華奈さんの子
(郊南)

ひとのうごき

6月末の住民基本台帳

人口	6,846人	(-7)
男	3,340人	(-2)
女	3,506人	(-5)
世帯	3,502世帯	(-5)

※住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民を含んだ数値となっています。

今月の表紙

6月23日(日)に、らわんグリーン研究グループの圃場行われた螺湾ブキの収穫でのスナップです。 (⇒7ページ)

広報あしよろ7月号 No.795

発行：足寄町
編集：総務課総務室 ☎25-2141 内線335
〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
<https://www.town.ashoro.hokkaido.jp>

編集後記

☆今年も螺湾ブキの季節がやってきましたね。どんぐりや学校では螺湾ブキをふんだんに使ったとっても美味しいようなメニューが登場。

☆特に螺湾ブキのきんぴらが登場したどんぐりでは、子どもたちが「美味しい〜!」と言いながらあっという間にきんぴらを完食していました。

☆さらに「フキを食べているお友達の写真を撮りに来たよ」と声をかけると、「今から食べるよ!」と教えてくれる優しい子も!

☆螺湾ブキが大好きな子どもたちのおかげで、“いい顔”で螺湾ブキを食べている子どもたちの写真をたくさん撮ることができました。広報あしよろでは、紙面の関係上全ての写真を紹介できないことが残念です。